

○駒澤大学学費取扱規程

平成18年4月1日

制定

改正 平成19年4月1日

平成21年10月30日

平成22年4月1日

平成27年7月31日

平成30年12月1日

(目的)

第1条 この規程は、駒澤大学学則第54条第2項、駒澤大学大学院学則第53条第2項、駒澤大学大学院法曹養成研究科（法科大学院）学則第45条第2項、法科大学院長期履修学生に関する規程第7条第2項及び駒澤大学大学院博士後期課程学生に関する規程第17条第1項に基づき、学費取扱いについて定める。

(学費)

第2条 学費は、入学金、授業料、施設設備資金、教育充実費及び実験実習料とする。

2 入学金は、入学手続完了までは入学登録料の取扱いとする。

(学費の変更)

第3条 学費は、必要によって見直し、変更を行う。

(学費納入方法、納入期間)

第4条 学費は、入学手続時、在学時の定められた納入方法で、定められた納入期間に所定の金額を納入しなければならない。

2 入学手続時学費納入は、次のとおりとする。

1 次手続：入学登録料

2 次手続：入学登録料を除く学費（年額又は前期分）

3 在学時学費納入は、次のとおりとする。

年額又は前期分：4月20日まで

後期分：9月20日まで

(学費の分納)

第5条 授業料、施設設備資金、教育充実費及び実験実習料（一部実験実習料を除く）は、年額の2分の1に分割し、前期分、後期分として納入することができる。

(学費の未納)

第6条 第4条第1項の規定により、所定の学費を納入しない者は、学則に基づき、次のとおりとする。

(1) 入学手続き時に所定の学費を納入しない者は、未手続者の取扱いとする。

(2) 在学時に、所定の学費を納入しない者は、学費未納者の取扱いとする。

(学費の延納)

第7条 本学での在学継続意思があり、かつ、経済的理由、その他やむを得ない理由により、学費の納入が一時的に困難な者は、学費納入期限を延期して納入することができる。

2 学費の延納を願い出る者は、納入可能日を明記した所定の願書を提出し、許可を得なければならぬ。

3 学費の延納の最終期限は、次のとおりとする。

前期：8月26日まで

後期：1月26日まで

4 学費の延納を許可された者が、延納許可期日（納入可能日）を超過した場合は、学費延納許可を取消し、学費未納者とする。

5 入学手続き時の学費の延納は、一切認めない。

(学費の返還)

第8条 既に納入した学費は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合については返還する。

(1) 入学辞退手続を完了したときは、入学登録料を除く既納入の学費

(2) 入学登録料納入が複数行われたときは、入学手続を完了した学科、研究科以外の入学登録料

(3) 外国人留学生で、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格を喪失した者が除籍されたときは、在籍期間に応じ既納入の学費

(退学者への学費返還)

第9条 学則に基づく退学者への学費返還は、次のとおりとする。

(1) 4月1日から9月15日までの退学手続者は、前期分を返還しない。

(2) 9月16日から翌年3月31日までの退学手続者は、後期分を返還しない。

2 学費を年額納入後、前項第1号の退学手続により学費と差異が生じた場合は、後期分を返還する。

(休学者の学費)

第10条 学則に基づく休学者の学費は、次のとおりとする。

(1) 休学を希望する者は在籍料として、前期分を納入しなければならない。ただし、大学が定める前期授業開始日より前に、当該年度の通年休学手続を行った場合は、在籍料を減額し、100,000円とする。

(2) 9月20日を超えて休学手続を行った場合は、後期分を納入しなければならない。

2 学費を年額納入後、9月20日以前の休学手続により学費と差異が生じた場合は、後期分を返還する。

3 第1項第1号の定めにより、在籍料の減額を認められた者が、指定された期間内に休学取下げの手続を行い、取下げを許可された場合は、既納入の在籍料を学費の一部に充当する。

(入学取消者の学費)

第11条 学則に基づく入学取消者の学費は、入学金、前期分とする。

2 入学取消者で学費を年額納入している場合は、後期分を返還する。

3 入学後、入学資格を喪失した場合は、入学取消者とし、入学金を除く既納入学費を返還する。

(9月卒業者の学費)

第12条 9月卒業者（在学期間4年以上で卒業要件を満たした4年次生）の学費は、前期分とする。

2 学費を年額納入後、9月卒業が許可された場合は、後期分を返還する。

3 9月卒業を許可された者が年度末の卒業を希望し、後期を休学した場合、年度末前の復学に対する後期分は免除する。

(学費の免除及び減免)

第13条 駒澤大学大学院の修士課程を修了し、継続して博士後期課程に入学する場合は、入学金を免除する。

2 その他の学費減免については、別に定める。

(学費の特別措置)

第14条 学費の特別措置については、別に定める。

(学費振込用紙の送付先)

第15条 学費振込用紙は、入学手続時は合否通知先に、在学時は保証人宛（外国人留学生の一部を除く）に送付する。

(規程の見直し)

第16条 本規程は、学内制度に変更が生じた場合は、必要によって見直し、変更を行うも

のとする。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、次の内規は廃止する。

「退学者の学費等に関する事務取扱い内規」（平成17年4月1日改正）

「入学取消者の学費等に関する事務取扱い内規」（平成17年4月1日改正）

「9月卒業者の学費等に関する事務取扱い内規」（平成17年4月1日改正）

「死亡、休学者に対する学費等の返還に関する事務取扱要領」「第3項 休学の場合」  
(昭和57年4月1日制定)

「学費等延納事務取扱い要領（内規）」（平成17年4月1日改正）

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月1日から施行する。